



2021 年 8 月 10 日

SBI 生命保険株式会社

お知らせ

緊急事態宣言発令に伴う特別取扱について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染症によるお客さまへの影響が長期化している状況を踏まえ、下記の特別取扱の実施を決定しましたのでお知らせいたします。

今回決定した特別取扱の内容

●保険料払込猶予期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料のお払込みが困難な場合、ご契約者さまからのお申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間（ご契約更新後の保険料のお払込みを含む）を最長 6 か月（2022 年 2 月 28 日まで）まで延長いたします。

当特別取扱については、緊急事態宣言の対象地域のお客さまに限定せず、国内全地域のお客さまを対象に実施いたします。

なお、すでに保険料払込猶予期間の延長の特別取扱をご利用いただいているご契約につきましては、お取扱いに変更はございません。

以上

<お問合せ窓口>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別措置受付専用ダイヤル

0120-272-860（平日 9:00-17:00）

※お問合せ状況によりお電話がつながりにくい場合がございます。ご了承のほどお願い申し上げます。